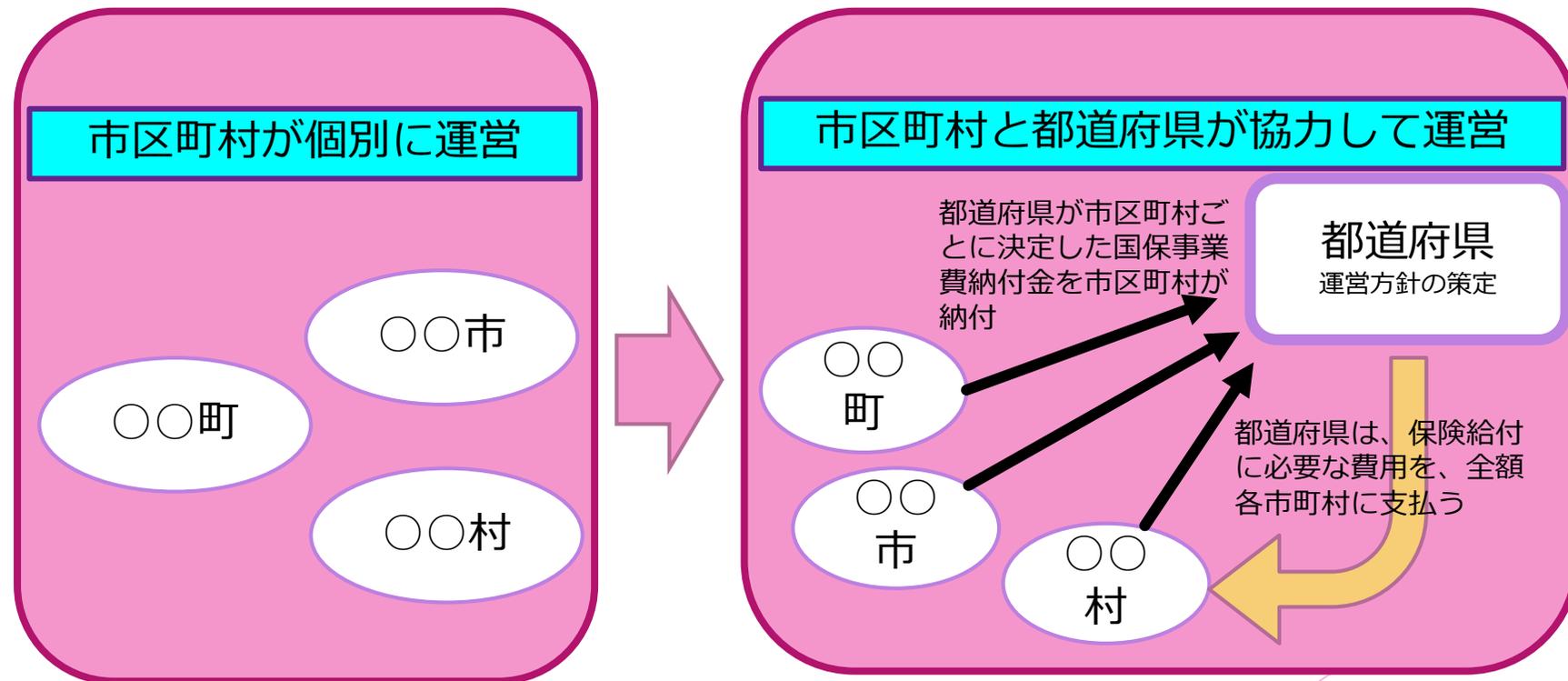


平成30年
4月から

国保制度が変わります！
～都道府県と市町村での国保運営へ～

どうして都道府県と市区町村で一緒に運営する必要があるの??

- ▶ 市区町村国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険に加入していない方が加入する保険であり、他の保険に比べると高齢者の割合が多く、加入者の所得水準が低いといった、構造的な問題を抱えています。そこで市区町村国保の財政を都道府県単位にすることで、安定的な財政運営を目指します。また、市区町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。



都道府県と市区町村の役割はどのような??

都道府県の主な役割

国保運営の中心的な役割

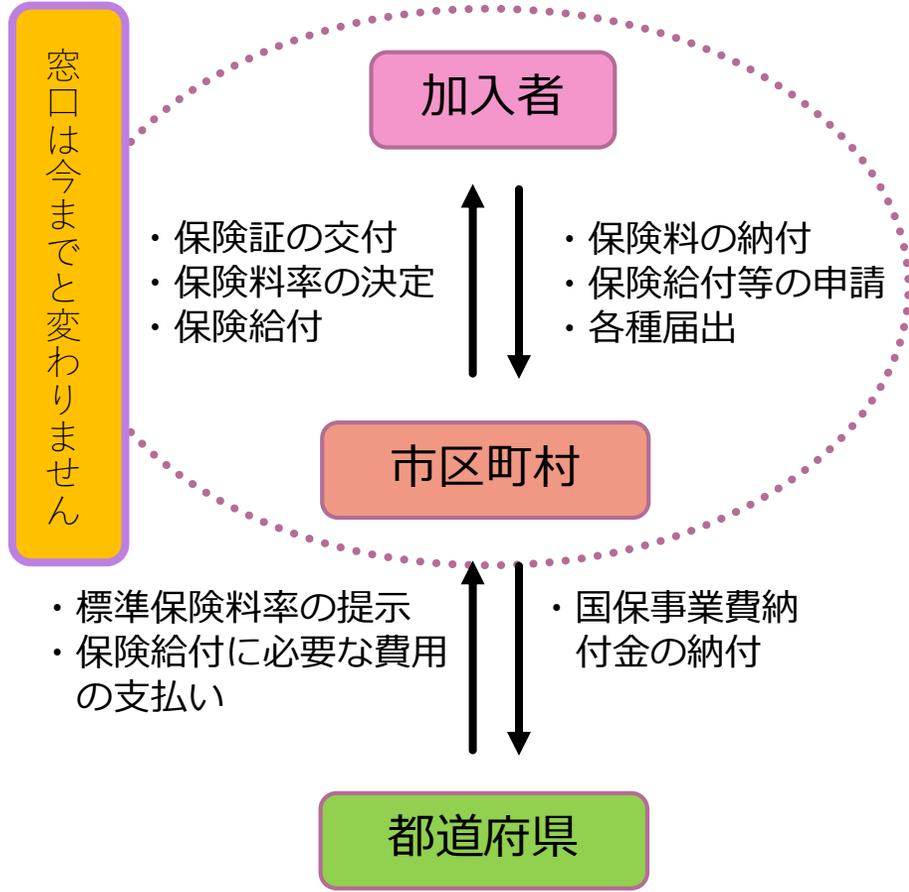
- ▶ 市区町村ごとの国保事業費納付金を決定
- ▶ 各市区町村の標準保険料率を提示
- ▶ 給付に必要な費用を、全額市区町村へ支払い
- ▶ 国保の統一的な運営方針を決定

市区町村の主な役割

加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施

- ▶ 加入者の資格管理（届出の受付・保険証の発行）
- ▶ 給付の決定、支払い
- ▶ 左記の国保事業納付金を都道府県に納付
- ▶ 保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施

わたしたち加入者にはどんな影響があるの??



平成30年から変わること

- ▶ 被保険者証等の様式が変わります（被保険者証や限度額認定証等の様式が変わります。）
- ▶ 資格の取得・喪失は都道府県単位になります（都道府県内の市区町村で住所が変わっても資格の取得や喪失が生じません。）
- ▶ 高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます（多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担額が引き下げられる制度です。）